

〇いじめの定義（平成25年度から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

いじめはどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、地域や家庭との連携、関係諸機関との連携という5つの視点を基に学校いじめ防止基本方針の具現化に努めていく。

3 学校の取組

（1）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

（いじめ防止対策推進法第13条「学校いじめ防止基本方針」による）

① いじめ防止基本方針の策定

- 具体的な取組や年間計画の策定・実行・検証。
- 区で行われる年3回の「いじめアンケート」によるいじめ調査の実施および学級指導。
- 児童及び保護者からの相談への対応を担当やその他の教員が協力して行える組織体制作り。
- 心のふれあい相談員及びスクールカウンセラーとの連携。
- 年3回のふれあい月間でのいじめ防止への啓発活動の実施。
- 毎月、児童の生活の様子を把握するために、「今月の生活アンケート」を実施。

② 組織の設置

(いじめ防止対策推進法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」による)

○いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)の設置

・校長・副校長・生活指導主任・主幹・当該学年

○学校いじめ対策推進教員の指名

○重大事態への対応を行うための組織の設置

・いじめ対策委員会の決定により区にいじめ等対応支援特別チームの派遣を要請し、発足する。

(2) いじめの防止

(文部科学省『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』による)

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○年間を通じて人や物を大切にする指導の充実

・生活指導部会の重点目標を全校で共通理解し指導していく。

○各教科での取組

・自尊感情や自己肯定感を育ていけるよう指導していく。

○道徳教育の更なる充実

・ロールプレイングなどの体験的な活動を取り入れコミュニケーション能力を育成する。

○情報モラル講習会の事前・事後の指導

・インターネットの危険性を伝えるためにDVD等の活用をしていく。

② 児童の主体的な活動の促進

○児童会活動

・代表委員会と連携し、全校朝会等でいじめ防止について啓発活動を行う。

○「いじめ」の防止・克服に向けた取組の支援

・年3回のふれあい月間で、ポスター、いじめ防止の標語、いじめ防止宣言などを掲示し、啓発活動を実施する。

③ 教職員の指導力の向上

○年2回の校内研修を実施する。

○年1回のいじめ発見のポイント等の研修会の実施。

(3) いじめの早期発見・早期対応

(文部科学省『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』による)

① いじめの実態の定期的な把握

○児童の様子を毎日の健康観察時に把握する。

○授業中のかかわりや休み時間の遊びの状況、放課後の校庭開放での様子を把握する。

○気になるようなことがあれば保護者に連絡をし、連携を強化していく。

○区で行われる年3回の「いじめアンケート」によるいじめ調査の実施および学級指導。

- ・3回の調査を有効活用し、児童の状態を確実に把握する。

○今月の生活アンケートによる児童の不安調査の実施及び学級指導。

- ・月1度程度、今月の生活アンケートを行い、児童の不安からいじめの早期発見に努める。

- ・調査を行う時には必ず大人は子供の味方であること伝えていく。

- ・調査については、現状をし、学年でシェアし、生活指導夕会で把握できるようにする。

- ・調査はプライバシーに十分配慮し、自分だけでなく周りの友達で気になっていることなど、多面的に調査を行う。

○スクールカウンセラーによる5年生全員への面接を行う。

○学年会において、児童の情報、児童間の人間関係等の状況交換を行う。

○週1回、生活指導夕会を行い、児童の情報、問題の共有化を図る。

「いじめアンケート」年間計画

○ねらい

- ・児童の実態把握を行い、いじめを未然防止に役立てる。
- ・いじめがあった場合の早期発見及び早期解決に役立てる。
- ・通年で行うことにより、いじめを行わない環境作りを行い、指導後の状況も再確認していく。

○方法

「いじめアンケート」による。

※いずれの場合も実態把握後、必ず個人の聞き取りを行うこと。

※「いじめアンケート」は、「ふれあい月間」で行い、担任が指導後、管理職が保管を行う。

○内容

- ・いじめの定義に基づき、物理的な攻撃と心理的な攻撃の２種類を定期的に調査する。また、児童の不安についても把握し、いじめの早期発見につなげる。
- ・調査を行う時は必ず担任は児童の言葉に耳をかたむけ、常に味方であることを伝える。

○いじめアンケート年間計画

回	実施月	方法	内容
1	6月	質問紙票 「いじめアンケート」	ふれあい月間 ※いじめ防止強化月間
2	11月	質問紙票 「いじめアンケート」	ふれあい月間 ※いじめ防止強化月間 (ポスター・シンボルマーク、いじめ防止宣言など) ※代表委員会と連携を図る。
3	2月	質問紙票	ふれあい月間

		「いじめア ンケート」	※いじめ防止強化月間
--	--	----------------	------------

② 教育相談の充実

○児童及び保護者からの相談への対応を担当やその他の教員が協力して行える組織体制作り。

- ・学年の教員で連携を図り相談できるようにしていく。

○心のふれあい相談員及びスクールカウンセラーとの連携。

- ・5年生全員との面接を実施
- ・相談室を開放し、相談しやすいようにする。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・ホームページや学校だより等での情報発信及び情報の公開。
- ・情報モラル講習会での保護者や地域への啓発活動。

(4) いじめへの対処

(いじめ防止対策推進法第28条「学校の設置者又はその設置する学校による対処」による)

- ・いじめ発見

→・当該児童や情報提供者への事実関係の確認(※プライバシーに十分配慮する。)

→・管理職への報告及び今後の対応について検討。

→・学年での対応・指導及び校内への情報提供。

→・いじめ対策委員会での今後の対応検討。

→・保護者等への対応状況の説明及び定期的な連絡。

① いじめられている側の児童への支援

- ・別室登校(保健室や相談室)(本人が安心できる場づくり)
- ・個別的な支援(心のケア及びクラスにもどるための支援)
- ・保護者への情報伝達

② いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・別室登校(保健室や相談室)(双方の安全の確保)

- ・ 個別的な指導及び経過観察（課題への指導・人間関係修復への支援）
- ・ 保護者への情報伝達

③ 周囲の児童の心に寄り添った指導

- ・ 経過観察のための複数教員による指導及び支援
- ・ 当該学年及び学級への情報伝達（電話連絡、個人面談、緊急保護者会の開催等）

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- ・ 学年会において指導方法の検討（担任・学年）

（管理職への報告・関係児童の状況の確認、背景の調査、指導方法の検討）

- ・ 生活指導部による指導方針の確認（管理職・担任・学年・いじめ対策委員・生活指導主任）

（経緯、経過の確認、今後の指導方針の確認と決定など）

- ・ 拡大いじめ対策委員会による指導の確認

（管理職・担任・学年主任・生活指導主任・いじめ対策委員）

（指導の経過の確認と追加指導方法の検討・再発防止体制の確認）

⑤ 重大事態への対処

- ・ 課題解決に向けた保護者との面談。
- ・ 継続的に行われる場合は、当該児童の出席停止（学校教育法第35条による）

⑥ インターネット上のいじめへの対処

- ・ 「情報モラル教室」並びに「SNS 東京ノート」を活用し、児童並びに保護者へいじめの防止にむけた啓発を行う。
- ・ 通報を受けたインターネット上のサイトの実態を把握し、保護者に削除願いをを行うよう指導する。

⑦ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

- ・ 卒業（園）時等における的確な情報伝達、情報連携の継続。

（５）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ・ 学校評価（保護者、教職員及び児童）による改善。
- ・ 毎週の生活指導夕会での各学年の児童の様子を報告。
- ・ 「いじめアンケート」の集計及び報告。